

2018年2月15日

もっとうぎゅっと少額短期保険株式会社

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

このたびの災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。


弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。ご希望のご契約者様は弊社カスタマーセンターまでお申し出ください。

1. 「保険証券」「届け出印」がない方について、便宜的なお手続きをさせていただきます。
2. 「更新契約の契約手続」および「保険料の払込」につきましては、一定期間（6 か月）の猶予を設ける特別措置を実施いたします。

*今回、災害救助法が適用された地域は次ページをご参照ください。今後、災害救助法適用地域が追加された場合も同様の対応をします。

<お申出・お問合せ先>

もっとうぎゅっとカスタマーセンター

 **0120-344-700**

受付時間 10:00～18:00（土日・祝日、年末年始を除く）

*携帯電話からおかけ頂けます。

今回災害救助法が適用された地域 (2018年2月15日現在)

法適用日	災害救助法適用市町村	事由等
2月6日	【福井県】 福井市、大野市、勝山市、鯖江市 あわら市、坂井市、吉田郡永平寺町 丹生郡越前町	平成30年2月4日からの大 雪による災害により、多数 の者が生命又は身体危害 を受けるおそれが生じて
2月13日	越前市	おり、継続的に救助を必要 としている。 ※災害救助法施行令第 1 条第 1項第4号適用